

規定がある。▼「強風」についての解釈は、昭和34年2月18日付け基振第101号により「強風とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風をいうものである」となされている。▼風の強さを吹き方については、気象庁の用語解説のなかで「風の強さや吹き方が示されており、平均風速10以上15未満 m/s とは」、「やや強い風」とされている。(表のとおり)

(壁つなぎ)

▼安衛則第570条第1項第5号には、事業者は、二脚足場、本足場又は張出し足場であるものにあつては、次に定めることにより、壁つなぎ又は控えを設けることとし、その間隔は、以下に掲げる数値以下とするものとされている。

① 単管足場は、垂直方向5m、水平方向5・5m

② わく組足場（高さ5m未満のものを除く）は、垂直方向9m、水平方向8m